

(協議報告)

令和4年度地方税制改正(案)について

総合政策部

健康福祉部

令和4年度の地方税制の改正につきましては、令和3年12月24日に閣議決定されました「令和4年度税制改正の大綱」に基づき、現在開会しております第208回通常国会において、地方税法等の一部を改正する法律案等の審議がなされております。

今回の税制改正のうち、市税に関連する内容といたしましては、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置のうち、商業地における課税標準額の上昇を半分に抑える措置、令和4年から令和7年までの間に住宅の取得等をした者の所得税の住宅借入金控除について控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置、地方税のデジタル化に伴い電子申告・電子納付の対象税目の拡大、国民健康保険税の課税限度額の見直しなどの改正が予定されております。

このため、この法律及び関係政令が公布された際には、白岡市税条例、白岡市都市計画税条例及び白岡市国民健康保険税条例の各条例を改正する必要が生じますが、法律の施行期日によっては専決処分により条例改正をさせていただく場合がございますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、専決処分を行った際には、後日、議会定例会等で御報告をさせていただきます、詳細について説明をさせていただきます。